

参 考 资 料

静岡県富士市ビル解体工事に係る事故の概要

1. 事故建物

(1) 所在地 静岡県富士市吉原2丁目101番1

(2) 建物概況

階数：地下1階、地上7階建て 陸屋根

構造：地下部分、1～3階部分及び4階部分の一部 RC造

4階（一部を除く）～7階部分 S造

建築経緯：当初 昭和43年（RC造部分）

増築 昭和48年（S造部分）

2. 事故発生日 平成15年3月13日

3. 死傷者

死者 4名（男3名、女1名）

負傷者 2名（男1名、女1名）

4. 事故原因（調査中）

5. 事故状況

当該建物解体工事中、5階部分で最後に残っていた建物南側部分（縦3m×横15m）が道路側（県道吉原停車場、吉原線）に崩落。

崩落部分は、当初建築部分（RC造でつくられた4階の一部）と、増築部分の境にあたる5階部分の外壁と柱、その柱が支えていた6階の床及び梁が何らかの理由で崩落した模様。

崩落当時、県道上において信号待ちの乗用車2台が下敷きとなる。うち、自動車内で2名死亡、2名負傷。工事作業員2名死亡

6. 事故後の経緯

3月13日 事故発生。

- 14日 住宅局職員、中部地方整備局職員による現地調査。
富士市から工事停止命令。
- 18日 総合政策局長、住宅局長からそれぞれ「建設工事現場における安全確保について」及び「建築物の除却工事における危害防止対策について」として通知発出。併せて地方公共団体に対し、大規模な建築物の除却工事の現場の状況について報告を依頼。同日付で厚生労働省からも通知発出。
- 31日 第1回「建築物の解体工事時の事故防止対策に関する検討会」の開催。
- 4月9日 国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所による現地調査。
- 5月20日 第2回検討会の開催。
21日 富士市より工事停止命令解除。
- 6月26日 第3回検討会の開催。
- 7月3日 「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて」の通知を発出

「建築物の解体工事時の事故防止対策に関する検討会」開催経緯

平成 15 年 3 月 31 日 第 1 回委員会開催

平成 15 年 4 月 20 日 第 2 回委員会開催

平成 15 年 6 月 26 日 第 3 回委員会開催

建築物の解体工事の事故防止対策に関する検討会

第1回議事要旨

開催日時・場所：平成15年3月31日 国土交通省 3号館2階特別会議室

【議事概要】

検討会においては、把握されている事故の状況、現行制度等の報告を事務局が行った後、主に解体工事の特徴、状況についての検討が行われ、以下のような発言があった。

この検討会の検討は、今回の事故原因を究明するというものではなく、解体工事一般における今回のような事故の再発防止方策を検討するものと考えている。

年間約3万件を超える解体工事（木造以外）が行われている中で、外部の人に被害が及ぶ事故となったのはきわめて稀であるが、事故が発生したときは被害が大きくなる可能性があることから、考え方を整理することが必要。

一般的に、解体工事の現状として、20年から30年くらい前に建てられたものが対象となることが多いことから、構造図、竣工図、増築時の図面等がそろっていないことが挙げられる。

解体工事の際には、建築物の状況について事前調査が必要であるが、あまり多くの時間や予算が掛けられていないのが実情である。

騒音・振動等の近隣対策やリサイクル対策に関心が集まりがちだが、安全対策は当然に必要。

発注者においても事前調査への認識が高くない場合が多い。

国の行う営繕工事においては図面がない場合、解体時に図面の作成を行っている。

技術的な指針として、一般的に必要なものは、既に各機関から詳細な工法等について示されており、概ね網羅されているかもしれない。

事故の詳細については、捜査当局による調査もあり、入手が困難であるが、もう少し事故の詳細がわかると対策の検討がやりやすい。

解体技術だけではなく、工期やコストなどの現場の実情について着目することも必要。

第2回議事要旨

開催日時・場所：平成15年5月20日 国土交通省 3号館2階特別会議室

【報告事項】

検討会においては、前回議事要旨の確認、富士市事故の経過報告、現地視察結果の報告、関係団体ヒアリング調査の報告、国土交通省住宅局で行った実態調査結果概要の報告がなされた。

報告事項のうち、実態調査結果については、さらなる分析を行った上で公開することとされた。

【検討事項】

事務局から提示された当検討会報告書骨子（案）及び解体工事における事故防止対策のガイドライン（案）についての検討が行われ、以下のような発言があった。

報告書骨子（案）について

- ・ 公衆災害の概念、対象となる工事の概念等を明確にする。
- ・ 根拠となる数値等を、資料として示す。

ガイドライン（案）について

- ・ ガイドライン（案）については、主に倒壊等による公衆災害の防止のためのものであることが分かる名称とする。
- ・ ガイドラインの構成は、計画段階での留意事項、計画段階では想定されていない事態での留意事項、外周部・外壁に対する留意事項、増改築が行われていた場合の留意事項、図面の保管その他の留意事項とする。
- ・ （建築物の外壁等、外周部の張り出し部への配慮）においては、カーテンウォール等、構造的に自立しないものと、張り出し部分等バランスを失いやすいものに分けて記述する。
- ・ コンクリートのジャンカや鉄骨の腐食、溶接不良なども想定外の事例として含めた方がよい。工法の見直しにあたっては、その内容や工期等について、発注者、元請受注者、施工者等との十分な協議が必要である旨追加する。

- ・ 大スパンなどの特殊な構造の建築物の解体に当たっては、必要に応じ、事前に構造の専門家と十分に相談する必要がある旨追加する。
- ・ 解体時には発注当初の図面ではなく、竣工図（特に構造図）の方が有用であることを明記する。古い建築物や小規模なものでは、図面等が保管されていないことが多いことに留意する。

第3回議事要旨

開催日時・場所：平成15年6月26日 国土交通省 3号館4階特別会議室

【報告事項】

検討会においては前回議事要旨の確認の後、第3回検討会後の国土交通省の対応方針及び事前の意見照会の後に追加で提出された意見等について説明がなされた。

【検討事項】

事務局から、検討会報告書（案）及び解体工事における事故防止対策のガイドライン（案）が読み上げられた後、内容についての検討が行われ、主に以下のような発言があった。

- ・ 「4.2 関係業界団体の取り組みの支援」中で、元請業者となる建設業者団体による取り組みも必要であることが分かる記述にした方が良い。
- ・ 「2.1.1 解体工事に関する各種指針等」については、法令について記述した部分に移動した方が良い。
- ・ ガイドラインの「想定外の状況への対応と技術者等の適正な配置」の解説では、法定資格等を記述するというのではなく、解体工事に知識、経験をもった技術者を置くという趣旨で表現を代えた方が良い。
- ・ 「発注」については「契約」とした方が適当な部分があり、修正した方が良い。

【確認事項】

- ・ 検討を踏まえた修正については、委員長に一任され確定後各委員に送付することとされた。
- ・ 今回の検討会を最後とするものの、今後、富士市の事故原因究明の進展等により、さらに検討すべき事項が生じた場合は、再度検討会を開催する可能性があることが確認された。
- ・ 報告書及びガイドラインについては、修正に係る委員長の了解後、できるだけ速やかに関係団体等に通知し周知を図ることとされた。

関連して発出された通知

平成 15 年 3 月 18 日付

- ・ 総合政策局長より、関係団体等あて
「建設工事現場における安全確保について」(国総建第 378 号)
- ・ 住宅局長より、都道府県知事あて
「建築物の除却工事における危害防止対策について(技術的助言)」
(国住指第 8548 号)
- ・ 厚生労働省労働基準局長より、関係団体あて
「コンクリート造の工作物の解体工事における労働災害防止対策の徹底に
ついて」(基発第 0318002 号)
- ・ 住宅局建築指導課長より、特定行政庁建築行政主務部長あて
「大規模な建築物の除却工事の現場に関する報告について」
(国住指第 8549 号)

平成 15 年 4 月 14 日付

- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、都道府県労働局労働基準
部長あて
「コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について」
(基安安第 0414010 号)

平成 15 年 7 月 3 日付

- ・ 総合政策局長及び住宅局長より、都道府県知事等あて
「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止
対策に関するガイドラインについて」(国総建第 103 号、国住防第 3 号)
両局長より関係団体あて同旨(国総建第 104 号、国住防第 4 号)